

答弁書第二号

内閣参甲第一九八号

昭和二十三年十二月十日

内閣総理大臣 吉田 茂

参議院議長 松平 恒雄殿

参議院議員板野勝次君提出清凉飲料税納税に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

參議院議員板野勝次君提出清涼飲料稅納稅に關する質問に對する答弁書

間接國稅中砂糖消費稅及び織物消費稅については、製造場から課稅物品を引取る際直ちに納稅義務が発生するため、又酒稅及び物品稅については、清涼飲料稅と同じく製造場から移出した翌月末日が納期であるが、比較的大規模な製造者があつて一ヶ月の稅額も相当多額に上るため、それぞれ担保提供のときは徵收猶予を認めているのであるが、物品稅についてはその利用者は殆んど皆無であり又酒稅についても大規模の設備を有するごく少部分の製造者に過ぎない狀況である。これに加うるに去る八月から所謂庫出証明手形により金融機關から稅額相當額の融資をする途を開いている今日においては担保提供による徵收猶予の規定を設けることは實際問題としてそれ程積極的意味をもつものとは考えられない。

しかし他の間接國稅との權衡上及び最近における清涼飲料稅の稅負擔の狀況から考えて、本制度の設定については、なお充分研究いたしたい。